

## 東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議設置要綱

### （設置）

第1条 新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、感染症その他新型インフルエンザ等対策に係る専門的な見地からの意見を聴くため、東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 有識者会議では、次の事項について検討する。

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第9項の規定に基づく東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の変更案に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の推進に関する必要な事項

### （構成）

第3条 有識者会議の委員の定数は20名以内とする。

2 有識者会議の委員は次に掲げる者のうちから、知事が選任する。

- 一 前条に掲げる事項に関する学識経験がある者
- 二 医療の提供に関係する機関及び団体に所属する者
- 三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 委員長は、委員のうちから知事が指名する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定は、第6条に規定する部会の委員の任期について準用する。

### （会議の招集）

第5条 知事は有識者会議を開催するため、委員を招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又はその意見を聴くことができる。

### （部会）

第6条 所掌事務を円滑に推進するため、医療・公衆衛生部会及び社会機能部会を設置する。

2 部会に属すべき委員は、有識者会議の委員の中から知事が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から知事が指名する。

4 知事が必要と認めるときは、第1項に規定する部会以外に部会を設置することができる。

### （会議録等の取扱い）

第7条 有識者会議及び有識者会議に係る検討資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開す

る。ただし、委員長が必要があると認めるときは、会議録等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付することができる。
- 3 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、委員長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

（庶務）

第8条 有識者会議の庶務は、保健医療局企画部及び感染症対策部の協力を得て、総務局総合防災部において処理する。ただし、医療・公衆衛生部会については、総務局総合防災部との連携の下に保健医療局企画部及び感染症対策部において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（附則）令和6年8月29日付6総防対第241号

この要綱は、令和6年8月29日から施行する。